

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 姫路大学教育学部こども未来学科通信教育課程（以下「本通信教育課程」という。）は、教育基本法の精神に則り、通信の方法によって、高い徳性と幅広い教養を与え、幼児・児童及び生徒に関する専門教育を施し、もって人に愛され、信頼され、尊敬される人材の育成を目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本学は、その教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
2 前項の自己点検・評価に関する細則は、別にこれを定める。

(教育内容等の改善のための組織的改善)

第 3 条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修を行うものとする。
2 前項の教育内容等の改善に関することは、別に定める。

(情報公開)

第 4 条 本学は、教育研究活動等の状況について、積極的な情報公開に努めるものとする。
2 情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

(学部・学科・定員)

第 5 条 本通信教育課程の定員は、次の通りとする。

学部名	学科名	入学定員	収容定員
教育学部	こども未来学科	1,000名	4,000名
	大学卒業を目的とするコース	500名	2,000名
	教員養成コース	200名	800名
	保育士養成コース	300名	1,200名
	(3年次編入定員)	300名	600名
	こども未来学科	300名	600名
	大学卒業を目的とするコース	200名	400名
	教員養成コース	100名	200名

(修業年限・在学年数)

第 6 条 本通信教育課程の修業年限は、4 年とする。
2 在学年数は、標準 8 年とする。
3 3 年次編入生の修業年限は 2 年とし、在学年数は標準 4 年とする。
4 第 2 項及び第 3 項の規程に関わらず、特別な事由がある場合は、在籍延期を認めることがある。

(正科生・科目等履修生・特別聴講生・特修生)

第 7 条 本通信教育課程の学生は、正科生、科目等履修生、特別聴講生及び特修生とする。

第 2 章 教職員組織

(教員組織)

第8条 本通信教育課程に、教授、准教授、講師、助教、助手を置くものとする。

- 2 前項に定める教員のほか、特任教授、特任准教授及び特任講師を置くことができる。
- 3 本通信教育課程に、通信教育課程長を置く。
- 4 本通信教育課程長選出に関する規程については、別にこれを定める。
- 5 本通信教育課程の教員は、原則として通学課程の教員がこれを兼ねるものとする。
- 6 第1項及び第2項に定める教員のほか、必要に応じてレポート添削指導を行う「添削指導員」、科目試験の採点を補助する「採点補助員」及び授業科目の履修に関する指導・助言を行う「教育相談員」を委嘱することができる。

（事務組織等）

第9条 本通信教育課程に、通信教育事務部を設け、事務職員を置く。

- 2 前項に定める職員のほか、教学に係る専門官を置くことができる。
- 3 前項の専門官は、教学専門官と称し、教員をもって充てるものとする。

第3章 管理運営

（通信教育課程代議員会）

第10条 本通信教育課程に、学校教育法施行規則第143条第1項の規定により、通信教育課程代議員会（以下「代議員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。また、教育研究に関する事項を審議し、学長等（学長及び学部長）から求めがあった場合には、意見を述べるることができる。

- （1）教育課程、授業及び試験に関する事項
 - （2）入学・卒業等に関する事項
 - （3）休学・退学等に関する事項
 - （4）厚生と補導、賞罰に関する事項
 - （5）その他代議員会が必要と認める事項
 - （6）教育研究に関する重要な事項で、代議員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
 - 3 通信教育課程長は、代議員会を招集し、その議長となる。
 - 4 通信教育課程長は、教授会の求めにより、適宜、代議員会の審議結果等の活動状況について、教授会に報告するものとする。
 - 5 代議員会の組織及び運営について必要な事項は、別にこれを定める。

（通信教育課程運営委員会）

第11条 本通信教育課程に、通信教育課程運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）本通信教育課程の運営方針に関する事項
 - （2）通信教育事務部の事務組織及び事務分掌に関する事項
 - （3）諸経費に関する事項
 - （4）通学課程その他附属教育研究機関との連絡調整に関する事項
 - （5）添削指導、面接指導及び教育相談の組織に関する事項
 - （6）事務管理運営に関する事項
 - （7）その他本通信教育課程の運営に関する事項
- 2 通信教育課程長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 運営委員会の組織及び運営について必要な事項は、別にこれを定める。

第4章 教育課程、授業方法、単位の修得

第1節 教育課程及び授業方法

(教育課程)

第12条 本通信教育課程の授業科目は、共通教育科目と専門教育科目に分ける。

2 専門教育科目は、教職科目、教科科目、保育等科目、養護科目等に区分する。

3 前2項の授業科目は、必修科目と選択科目とする。

(授業科目及び単位数)

第13条 前条の教育課程の授業科目及び単位数は、別表1の通りとする。

(授業方法)

第14条 学修は、印刷教材による授業（以下「通信授業」という。）及び講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又はこれらの併用による授業（以下「面接授業」という。）により行う。

2 前項の授業のほか、本学又は本学が指定する施設において、臨時に卒業研究の指導、巡回指導及び面接指導を行うことがある。

(履修単位)

第15条 学生は、次に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(1) 卒業要件単位

① 大学卒業を目的とするコースの履修要件

i) 共通教育科目 20単位以上（必修7単位、選択必修1単位、自由選択12単位以上）

ii) 専門教育科目 104単位以上

(2) 必修科目 54単位以上

教職科目 30単位以上（必修28単位、選択必修2単位）

領域科目 8単位以上（必修8単位）

教科科目 8単位以上（必修8単位）

保育等科目 8単位以上（必修8単位）

(3) 自由選択科目

教職科目、領域科目、教科科目、保育等科目、養護科目から50単位以上

合計 124単位以上

① 教員養成コースの履修要件

i) 共通教育科目 20単位以上（必修7単位、選択必修1単位、自由選択12単位以上）

注) 領域科目、教科科目、養護科目、保育等科目の選択科目は、共通教育科目として履修することができる。

ii) 専門教育科目 104単位以上

(4) 必修科目

(ア) 幼稚園教諭免許 52単位以上

領域科目 11単位以上（必修11単位）

教職科目 38単位以上（必修34単位、選択必修4単位（地域ボランティアを含む））

保育等科目 3単位以上（必修3単位）

(イ) 小学校教諭免許 62単位以上

教科科目 11単位以上（必修9単位、選択必修2単位）

教職科目 50単位以上（必修46単位、選択必修4単位）

(地域ボランティアを含む))

免許法特例科目 1 単位以上 (必修 1 単位(介護体験実習))

(ウ) 養護教諭免許 5 7 単位以上

養護科目 2 6 単位以上 (必修 2 6 単位)

教職科目 2 9 単位以上 (必修 2 5 単位、選択必修 4 単位 (地域ボランティアを含む))

保育等科目 2 単位以上 (必修 2 単位)

(5) 自由選択科目

教員免許区分ごとに指定する上記 (1) 必修科目の履修に加え、下記の単位数を教職科目、領域科目、教科科目、保育等科目、養護科目から自由に選択し、履修する。

(ア) 幼稚園教諭免許 5 2 単位以上

(イ) 小学校教諭免許 4 2 単位以上

(ウ) 養護教諭免許 4 7 単位以上

合計 1 2 4 単位以上

注) 一の教員免許区分で履修が必要とされる自由選択科目は、他の教員免許区分で履修する必修科目の履修をもって代替させることができる。

① 保育士養成コースの履修要件

i) 共通教育科目 2 0 単位以上 (必修 7 単位、選択必修 3 単位、自由選択 1 0 単位以上)

注) 領域科目、教科科目、養護科目、保育等科目の選択科目は、共通教育科目として履修することができる。

ii) 専門教育科目 1 0 4 単位以上

(6) 必修科目

領域科目・教職科目 2 3 単位以上 (必修 1 7 単位、選択必修 6 単位 (地域ボランティアを含む))

保育等科目 3 9 単位以上 (必修 3 6 単位、選択必修 3 単位)

(7) 自由選択科目

教職科目、領域科目、教科科目、保育等科目、養護科目から 4 2 単位以上

合計 1 2 4 単位以上

注) 一の教員免許区分で履修が必要とされる自由選択科目は、他の教員免許区分で履修する必修科目の履修をもって代替させることができる。

(8) 3 年次編入学の卒業要件単位

① 大学卒業を目的とするコースの履修要件

i) 共通教育科目 8 単位以上 (必修 7 単位、選択必修 1 単位)

ii) 専門教育科目 5 4 単位以上

教職科目 3 0 単位以上 (必修 2 8 単位、選択必修 2 単位)

領域科目 8 単位以上 (必修 8 単位)

教科科目 8 単位以上 (必修 8 単位)

保育等科目 8 単位以上 (必修 8 単位)

合計 6 2 単位以上

注) 領域科目、教科科目、養護科目、保育等科目の選択科目は、共通教育科目として履修することができる。

② 教員養成コースの履修要件

i) 共通教育科目 8 単位以上 (必修 7 単位、選択必修 1 単位)

ii) 専門教育科目

(9) 必修科目

(ア) 幼稚園教諭免許 52単位以上

領域科目 11単位以上(必修11単位)

教職科目 38単位以上(必修34単位、選択必修4単位

(地域ボランティアを含む))

保育等科目 3単位以上(必修3単位)

(イ) 小学校教諭免許 62単位以上

教科科目 11単位以上(必修11単位)

教職科目 50単位以上(必修46単位、選択必修4単位

(地域ボランティアを含む))

免許法特例科目1単位以上(必修1単位(介護体験実習))

(ウ) 養護教諭免許 57単位以上

養護科目 26単位以上(必修26単位)

教職科目 29単位以上(必修25単位、選択必修4単位(地域ボランティアを含む))

保育等科目 2単位以上(必修2単位)

(10) 自由選択科目

教員免許区分ごとに指定する上記(1)必修科目の履修に加え、下記の単位数を教職科目、領域科目、教科科目、保育等科目、養護科目から自由に選択し、履修する。

(ア) 幼稚園教諭免許 2単位以上

合計 幼稚園教諭免許状 62単位以上

小学校教諭免許状 71単位以上

養護教諭免許状 65単位以上

注)一の教員免許区分で履修が必要とされる自由選択科目は、他の教員免許区分で履修する必修科目の履修をもって代替させることができる。

(11) 4年次編入学の卒業要件単位

i) 共通教育科目 8単位以上

ii) 専門教育科目 23単位以上

領域科目・教科科目 11単位以上

教職科目 12単位以上(地域ボランティアを含む)

合計 31単位以上

2 免許法の規定により、必修履修科目で、共通開設が認められない授業科目については、履修方法に特例を設けることができる。

(1) 前号の規定により、特例を設ける授業科目の履修方法については、別に定める。

3 養成課程において履修した単位は、前項に係らず、卒業要件単位の共通教育科目の自由選択科目の単位に置き換えることができる。

4 第12条第2項に定める科目のほか、科目区分「教育学特別研究」を設けることができる。「教育学特別研究」は、教育学領域で構成する「教育学特別研究Ⅰ」と教育学関連領域で構成する「教育学特別研究Ⅱ」に区分する。

5 科目区分「教育学特別研究」に、授業科目を設定し、卒業要件単位に含めることができる。「教育学特別研究」は、共通教育科目および専門教育科目として履修することができる。

6 科目区分「教育学特別研究」については、別に定める。

(単位の基準)

第16条 授業科目の履修は、単位制とし、45時間の学修をもって1単位とし、通信授業、面接授業のいずれか又はこれらの併用により行う。

(1) 通信授業における1単位は、教科書（学習指導書を含む。）A5版100頁を標準とする。

(2) 面接授業は、講義・演習については、15時間から30時間まで、実験、実習・実技については、30時間から45時間までの範囲で、本通信教育課程が定める授業時間をもって1単位とする。

(通信授業)

第17条 通信授業は、各科目ごとに設題にもとづいてレポートを提出し、添削指導を受けなければならない。

2 通信授業等による授業科目の履修単位は、年間30単位を標準とする。

(面接授業)

第18条 面接授業は、本学又は本学が指定する施設において実施する。

2 面接授業に、大学設置基準第25条の規定に基づき、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる方法を加えることができる。

3 面接授業の実施に関する細目は、別に公示する。

(教職課程)

第19条 本通信教育課程において教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修しなければならない。

(教員免許課程)

第20条 本通信教育課程におく教員免許課程は、幼稚園教諭一種、小学校教諭一種、養護教諭一種とする。

(保育士)

第21条 保育士の資格を取得しようとする者は、こども未来学科保育士養成コースに在籍し、児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を履修しなければならない。

(養成課程)

第22条 本通信教育課程に養成課程をおくことができる。

2 養成課程は、図書館司書課程、学校図書館司書教諭課程とする。

3 養成課程の所定の単位を履修した者に対して、資格証明を行うことができる。

(図書館司書)

第23条 本通信教育課程において図書館司書の資格を取得しようとする者は、図書館法施行規則に定める科目及び単位を履修しなければならない。

(学校図書館司書教諭)

第24条 本通信教育課程において学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程に定める科目及び単位を履修しなければならない。

第2節 学習指導

(授業科目の登録)

第25条 授業科目の履修は、所定の期間に登録しなければならない。

(教材の配布)

第26条 通信授業等に用いる教科書（学習指導書を含む。）の配布は、教育課程に応じて計画的に配布する。

（補助教材の配布）

第 27 条 通信授業等の学習に資するための補助教材として、設題集、機関誌等を計画的に配布する。

（質問票）

第 28 条 学生は、教科書の内容については、随時質問をすることができる。ただし、質問応答に必要な費用は、学生の負担とする。

第 3 節 試験及び単位の認定

（単位の修得）

第 29 条 単位の修得は、履修した授業科目について、試験を受け合格しなければならない。

2 試験は、授業の方法別に次に定める条件を満たしたとき、これを行う。

- （1）授業科目を通信授業により学習する場合は、設題にもとづきレポートを提出し、添削を受けそれに合格したとき、あるいは、レポートを所定の期日までに提出したとき、「科目試験」を受けることができる。
- （2）授業科目を面接授業により学習する場合は、所定の受講日を満たしたとき「単位認定試験」を受けることができる。

（科目試験の実施）

第 30 条 授業科目を通信授業で学習し、科目試験を受けるときは、所定の期日までに受験申込をしなければならない。

2 科目試験の日時、会場等の細目は、別に公示する。

（科目試験の再試験）

第 31 条 科目試験の結果、不合格となった科目は、再受験の申込を経て、受験することができる。

（成績の評価）

第 32 条 成績の評価は、科目試験及び単位認定試験等による。

- 2 科目試験の成績は、S、A、B、C、D で表し、S、A、B、C を合格とし、D を不合格とする。なお、試験欠席は、「評価なし」として不合格とする。
- 3 スクーリングの成績は、S、A、B、C、D で表し、S、A、B、C を合格とし、D を不合格とする。出席不足や試験欠席は、「評価なし」として不合格とする。
- 4 科目試験及びスクーリングの成績評価の基準及び目安は、以下の通りとする。

合否	合格				不合格	
評価	S	A	B	C	D	評価なし
評価の基準	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下	出席不足、試験欠席

（単位の認定）

第 33 条 科目試験及び単位認定試験等に合格した授業科目については、その授業科目所定の単位を与える。

2 前項の合格科目については、願い出により単位取得証明書を交付する。

（他の大学又は短期大学等における授業科目の履修等）

第 34 条 本通信教育課程が、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学等の授業科目を履修することを認め、他の大学又は短期大学等において修得した単位を、別に定めるところにより、60 単位を超えない範囲内で、本学で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本通信教育課程の承認を受けて、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合、前項及び次条の単位と合わせて60単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

(短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修)

第35条 本通信教育課程が、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が、別に定める学修を、本通信教育課程における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 大学あるいは短期大学等を卒業又は中途退学し、新たに本通信教育課程に入学した者について、教育上有益と認めたときは、学生が通信課程に編入学する前の学校において、修得した単位を別に定める単位換算基準にもとづき、本通信教育課程の授業科目の履修により修得したものとみなして、単位を与えることができる。

第5章 卒業の要件

(卒業の要件)

第37条 卒業には、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 4年以上在学すること。
- (2) 第13条に定める教育課程から、合計124単位以上を修得していること。
- (3) 前号の修得単位のうち、30単位以上を面接授業により修得していること。

(卒業の決定・学位記)

第38条 前条の要件を満たした者には、代議員会の議を経て、学長が卒業の決定を行う。

- 2 前項により卒業が決定した者には、学士(教育学)の学位を授与し、「学位記」を交付する。
- 3 学位及びその授与等に関しては、別に定める本学学位規程による。

第6章 入学・編入学・休学・復学・除籍・退学・再入学・転籍

(入学の時期)

第39条 本通信教育課程の入学時期は、4月及び10月とする。

- 2 4月入学生を「4月生」、10月入学生を「10月生」と称する。
- 3 4月生の学生は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わり、10月生の学生は、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(入学資格)

第40条 正科生として、入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で、文部科学大臣が別に指定した者を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により、大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の許可)

第41条 入学は、書類選考のうえ、学長が許可する。ただし、面接選考（小論文を含む。）を行う場合もある。

2 本通信教育課程へ入学を志願する者は、所定の出願書類を提出し、入学選考料を納めなければならない。

3 入学を許可された者は、「正科生」と称する。

(入学手続)

第42条 入学を許可された者は、本通信教育課程の指定した期日までに、別表2に定める学費を納め、入学手続をしなければならない。

2 前項の入学手続に必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第43条 次の各号の一に該当し、本通信教育課程の第2学年以上に入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者、又は中途退学者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所、又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規程による高等学校、専門学校、又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

(5) その他、前各号と同等以上の学力があると本通信教育課程が認めた者

2 編入学を許可された者のすでに履修した授業科目及び単位の取扱、在学年数については、別に定める。

(二重学籍の禁止)

第44条 本通学課程又は他の大学に在籍している者は、本通信教育課程の正科生となることはできない。

(休学)

第45条 病気その他やむを得ない事由によって休学をしようとする者は、医師の診断書又は理由書を添え、休学願を保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、半年とする。なお、引き続き休学する場合は、その理由を付して保証人連署のうえ、所定の期日までに提出し、学長の許可を受けなければならない。

3 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

5 休学中は、別に定める授業料を納入しなければならない。

(復学)

第46条 休学した者は、休学期間が満了したときは、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、各学期の始めとする。

(除籍)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
- (3) 退学の決定をされた者
- (4) 在籍延期等の手続きが、所定の期日までに完了していない者

(退学)

第48条 病気その他の事由によって退学しようとする者は、保証人連署の退学届に学生証を添えて、退学の手続をしなければならない。

(再入学)

第49条 退学した者又は除籍された者が、再入学を希望するときは、退学日又は除籍日から6ヶ月以内に保証人連署の再入学願に理由書を添えて、再入学の許可を受けなければならない。

2 再入学の許可を受けた者が、再入学をする時期は、再入学の許可を受けた日より直近の入学時期とする。

3 学費については、別途定める。(転籍)

第50条 本通信教育課程の学生が、本通学課程に、又は本通学課程の学生が、本通信教育課程にそれぞれ転籍を希望する場合、教育学部教授会及び代議員会の議を経て、学長は転籍を認めることができる。

2 転籍に関しては別に定める。

第7章 専攻科

(専攻科)

第51条 本通信教育課程に専攻科をおくことができる。

2 専攻科に関しては別に定める。

第8章 正科生以外の履修者等

第1節 科目等履修生および特別聴講生

(科目等履修生)

第52条 本通信教育課程における授業科目の一部を履修しようとする者又は特定の授業科目群を履修しようとする者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、「科目別履修生」(一部の科目を履修する者)と「科目群履修生」(特定の免許科目を履修する者)とがある。

3 科目等履修生の入学の時期は、毎学期の始めとし、在学期間は1年とする。ただし、引き続き履修を願い出るときは、在学期間を2年まで更新することができる。

4 科目群履修生は、前項の規定に関わらず、特別な事由がある場合は、在籍延期を認めることがある。

(科目等履修生の入学資格)

第53条 科目等履修生として履修を願い出ることができる者は、第41条に定める入学資格を有する者でなければならない。

(科目等履修生の履修許可)

第54条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目を選定し、所定の手続を経て履修の許可を受けなければならない。

(科目等履修生の履修単位)

第55条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、原則として30単位以内とする。

(科目等履修生の試験及び単位修得)

第56条 科目等履修生が、履修した授業科目について、科目試験を受け合格した場合は、所定の単位を与える。

(科目等履修生からの編入学)

第57条 科目等履修生が、本通信教育課程に入学又は編入学を志願するときは、選考のうえ許可する。

2 前項の場合、本通信教育課程の科目等履修生として修得した単位は、これを卒業要件単位として認定又は換算することができる。

3 当該大学の科目等履修生として修得した単位が相当数にのぼる場合は、学校教育法第88条の規定に基づき、修業年限を短縮することができる。

(特別聴講生)

第58条 他大学(短期大学を含む)の学生で、当該他大学と本通信教育課程との協議等に基づき、授業科目の一部を履修することを希望する者がある場合は、特別聴講生として入学を許可することができる。

(他章の準用)

第59条 科目等履修生に関して、本節に定めたもののほかは、第5章を除き、各章を準用する。

第2節 特修生

(特修生)

第60条 第41条に定める入学資格のない者が、学修を志願するときは、選考のうえ特修生として入学を許可することができる。

(特修生の単位の修得)

第61条 特修生が学修した授業科目は、科目試験を受け合格した場合には、単位を認める。

(特修生からの入学)

第62条 本通信教育課程に特修生として入学し、18単位以上を修得した者が、入学を志願するときは、選考のうえ正科生として、許可することができる。

2 前項の場合、本通信教育課程の特修生として修得した単位は、これを卒業要件単位として認定又は換算することができる。

3 特修生として在籍した期間は、修業年限に算入しない。

第9章 学費その他の納付金

(学費・その他の納付金)

第63条 入学選考料、入学金、授業料、その他の学費は、別表2に定める。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに前項の学費を納めなければならない。

3 授業料は分納とし、所定の期日までに納めなければならない。

4 所定の年限を経て在学する場合は、その年度に定められた在籍延期料を納めなければならない。

5 科目等履修生は、別表2に定める学費を納めなければならない。

6 特別聴講生は、別表2に定める学費を納めなければならない。

7 特修生は、別表2に定める学費を納めなければならない。

- 8 学費その他の納付金は、その額を変更することがある。
- 9 大学間協定によって履修をさせる学生の学費については、大学間の協議により、別途定める。
- 10 特別な事由により、授業料等の学費・その他納付金について、減免の申し出がある場合については、別途協議する。
- 11 本学を卒業または終了した者が、再度入学する場合は、入学選考料及び入学金を徴収しない。

(学費の返還)

第64条 既に納めた学費は、原則としてこれを返還しない。

第10章 賞罰

(表彰)

第65条 学業優秀にして他の学生の模範となる者に対しては、課程長の申請により、代議員会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第66条 本通信教育課程の学生で学則及び諸規定に違反し、又は学生の本分に反する行為があるときは、課程長の申請により、代議員会の議を経て、学長がこれを懲戒することができる。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

第11章 学生証、身分証明書

(学生証等の交付)

第67条 本通信教育課程の正科生には、「学生証」を交付する。

2 本通信教育課程の科目等履修生、特別聴講生及び特修生には、「身分証明書」を交付する。

(学生証等の提示)

第68条 科目試験、面接試験、面接指導等に出席する場合及び必要な場合には、学生証又は身分証明書を提示しなければならない。

第12章 公開講座・研修

(公開講座)

第69条 本通信教育課程は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座について、必要な事項は、別にこれを定める。

第13章 その他

(学則の準用)

第70条 本通信教育課程規程に定めるもののほか必要な事項は、姫路大学学則を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成21年1月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 3 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第15条及び別表1の改正については平成22年度入学者から適用する。

- 4 この規程の改正は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第１５条及び別表１の改正については平成２３年度入学者から適用する。
- 5 この規程の改正は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、課程授業料および補助教材費の改定については、平成２５年４月１日より適用する。なお、中学校・高等学校教諭免許課程履修者については、平成２４年４月１日より適用する。
- 6 この規程の改正は、平成２４年１０月１日より適用する。
- 7 この規程の改正は、平成２６年４月１日より適用する。
- 8 この規程の改正は、平成２７年４月１日より適用する。
- 9 この規程の改正は、平成２８年４月１日より適用する。
- 10 この規程の改正は、平成３１年４月１日より適用する。
- 11 この規程の改正は、令和２年４月１日より適用する。
- 12 この規程の改正は、令和３年４月１日より適用する。
- 13 この規程の改正は、令和４年４月１日より適用する。
- 14 この規程の改正は、令和６年４月１日より適用する。

Excelデータ	別表１	Wordデータ	別表２（１）～（７）
PDFデータ	別表１		別表２（１）～（７）

(令和6年度以降入学者)

授業科目及び単位数													
(教育学部こども未来学科 通信教育課程)													
科目区分	授業科目の名称	配当 年次	履修要件							授業実施方法等			
			卒業を目的とする場合			免許資格取得を 目的とする場合							
			必修	選択	自由	幼稚園 教諭 一種 免許 論	小学校 教諭 一種 免許 論	養護 教諭 免許 論	保育士 資格	方法	面接 授業 単位 時間 数		
共通教育科目	哲学	1		2							印刷教材	15	
	心理学	1		2							印刷教材		
	芸術論	2		2							印刷教材・面接		
	文学	3		2							印刷教材		
	宗教学	2		2							印刷教材		
	比較文化論	3		2							印刷教材		
	歴史学	2		2							印刷教材		
	法学	2		2							印刷教材		
	憲法	1	2			2	2	2	2		印刷教材		
	経済学	2		2							印刷教材		
	社会学	1		2							印刷教材		
	人権論	1		2							印刷教材		
	自然環境	1		2							印刷教材		
	生命倫理	1		2							印刷教材		
	日本語表現	2		1							印刷教材		
	統計学基礎	1		2							印刷教材		
	英語コミュニケーションⅠ	2	2			2	2	2	2		印刷教材		
	英語コミュニケーションⅡ	3		1							面接		
	外国語総合Ⅰ	2		1							面接		
	外国語総合Ⅱ	2		1							面接		
	情報処理技術Ⅰ(基礎)	1	1			1	1	1	1		面接		
	情報処理技術Ⅱ(応用)	4	1								面接		
	情報リテラシー	1				1	1	1	1		印刷教材		
	健康科学	1	1			1	1	1	1		印刷教材		
	スポーツ(実技)	1	1			1	1	1	1		面接		
	こども学概論	1		2						2	印刷教材		
	臨床こども学	2		2							印刷教材		
		小計(27科目)	—	8	36		8	8	8	10			
専門教育科目	教職科目	教職論	1	2			2	2	2		印刷教材	15	
		教育原理	1	2			2	2	2	2	印刷教材		
		教育心理学	2	2			2	2	2		印刷教材・面接		
		発達心理学	1	2				2			印刷教材		
		特別支援論	1	1			1	1	1	1	印刷教材		
		特別支援演習	2		1					1	面接	15	
		こども理解の理論と方法	1		2		2				印刷教材		
		教育制度・行政論	1	2			2	2	2	※1	印刷教材		
		学校・学級経営論	1				2	2	2		印刷教材		
		教育課程論	2	2			2	2	2		印刷教材		
		道德教育論	3	2			2	2	2		印刷教材		
		総合的な学習の時間の指導法	2	1				1	1		印刷教材		
		特別活動指導法	3	1				1			印刷教材		
		特別活動論	3		1			1	1		印刷教材		
		教育方法論(ICT活用を含む)	3	2			2	2	2		印刷教材		
		生徒指導・進路指導	3		2			2			印刷教材	15	
		生徒指導の理論と方法	3		2				2		印刷教材		
		教育相談	2	2			2	2	2	※1	印刷教材		
		臨床心理学	2		2						印刷教材		
		教職実践演習	4		2		2	2		2	印刷教材・面接		
		教職実践演習(養護)	4		2				2		印刷教材・面接		
		国語科指導法	3		2			2			印刷教材・面接		
		社会科指導法	3		2			2			印刷教材・面接		
		算数科指導法	3		2			2			印刷教材・面接		
		理科指導法	3		2			2			印刷教材・面接		
		生活科指導法	3		2			2			印刷教材・面接		
		家庭科指導法	3		2			2			印刷教材・面接		
		音楽科指導法	3		2			2			印刷教材・面接		
		図工科指導法	3		2			2			印刷教材・面接		
		体育科指導法	3		2			2			印刷教材・面接		
		外国語(英語)指導法	3		2			2			印刷教材・面接		
		保育内容(環境Ⅰ)	2	1				1			1	面接	15
		保育内容(健康Ⅰ)	2	1				1			1	面接	
		保育内容(人間関係Ⅰ)	2	1				1			1	面接	
		保育内容(言葉)	2	1				1			1	面接	
		保育内容(表現)	2	1				1			1	面接	
		保育内容(環境Ⅱ)	2	1				1			1	面接	
		保育内容(健康Ⅱ)	2	1				1			1	面接	
		保育内容(人間関係Ⅱ)	2	1				1			1	面接	
		音楽表現(ピアノ)	1		1			1			1	面接	
		音楽表現(声楽)	1		1			1			1	面接	
		言語表現	1		1			1				面接	
		造形表現	1		1			1			※1	面接	
		身体表現	1		1			1				面接	
		教育実習事前・事後指導(幼稚園)	2~3		1			1				面接	
		教育実習(幼稚園)	3		4			4				面接	
		教育実習事前・事後指導(小学校)	3~4		1				1			面接	
		教育実習(小学校)	4		4				4			面接	
		養護実習事前・事後指導	3~4		1					1		面接	
		養護実習	4		4					4		面接	
		介護体験実習	3		1				1			面接	
		地域ボランティア	4	1				1	1	1	1	面接	
		教育実地研修	4		1							面接	
	小計(53科目)	—	30	56		38	51	29	17				

(令和6年度以降入学者)

授業科目及び単位数												
(教育学部こども未来学科 通信教育課程)												
科目区分		授業科目の名称	配当年次	履修要件							授業実施方法等	
				卒業を目的とする場合			免許資格取得を目的とする場合					
				必修	選択	自由	幼稚園免許 一種免許	小学校免許 一種免許	一養護 免許論	保育士 資格	方法	面接 授業 単位 時間 数
専門 教育 科目	領域科目	こどもと健康	1	2		2				※1	印刷教材	15
		こどもと人間関係	1	2		2					印刷教材	
		こどもと環境	1	2		2					印刷教材	
		こどもと表現Ⅰ	1		1	1					面接	
		こどもと表現Ⅱ	1		1	1					面接	
		こどもと表現Ⅲ	1		1	1					面接	
		こどもと言葉	1	2		2					印刷教材	
	小計(7科目)		—	8	3		11	0	0	0		
	教科科目	国語	3	2			2			印刷教材	15	
		書写	3		1		1			面接		
		社会	3	2			2			印刷教材		
		算数	3	2			2			印刷教材		
		理科	3	2			2			印刷教材		
		生活	1		2					印刷教材		
		家庭	2		2					印刷教材		
		音楽	1		2		2			印刷教材・面接		
		図画工作	1		2					印刷教材・面接		
		体育	1		2					印刷教材・面接		
		外国語(英語)	2		1					印刷教材		
	小計(11科目)		—	8	12		0	11	0	0		
	養護科目	公衆衛生学Ⅰ	2		2			2		印刷教材	15	
		公衆衛生学Ⅱ	3		2			2		印刷教材		
		学校保健	2		2			2		印刷教材		
		養護概説	2		2			2		印刷教材・面接		
		健康相談活動	3		2			2		印刷教材		
		人体の構造と機能	1		2			2		印刷教材		
		薬理学	3		2			2		印刷教材		
精神保健		2		2			2		印刷教材			
看護学Ⅰ		1		2			2		印刷教材・面接			
看護学Ⅱ		2		2			2		印刷教材・面接			
看護演習		3		1			1		面接			
臨床実習		3～4		1			1		面接			
臨床医科学Ⅰ		2		2			2		印刷教材			
臨床医科学Ⅱ		2		2			2		印刷教材			
小計(14科目)		—	0	26		0	0	26	0			
専門 教育 科目	保育等科目	保育原理	1	2		2			2	印刷教材	15	
		こども家庭福祉	2		2				2	印刷教材		
		社会福祉論	1		2				2	印刷教材		
		こども家庭支援論	2		2				2	印刷教材		
		社会的養護Ⅰ	1		2				2	印刷教材		
		保育者論	2		2				2	印刷教材		
		保育の心理学	3		2				2	印刷教材		
		こども家庭支援の心理学	2		2				2	印刷教材		
		こどもの理解と援助	1	1					1	面接		
		こどもの保健	2	2					2	印刷教材		
		こどもの食と栄養	2		2			2	2	印刷教材・面接		
		幼児教育課程論	1		2				2	印刷教材		
		保育内容総論	1	1		1			1	印刷教材		
		乳児保育Ⅰ	1	2					2	印刷教材		
		乳児保育Ⅱ	1		1				1	面接		
		こどもの健康と安全	2		1				1	面接		
		社会的養護Ⅱ	1		1				1	面接		
		子育て支援	3		1				1	面接		
		保育実習論Ⅰ	2		2				2	面接		
		保育実習論Ⅱ	2		1					面接		
		保育実習論Ⅲ	2		1				1	面接		
		保育実習Ⅰ	2		4				4	面接		
		保育実習Ⅱ	2		2				2	面接		
		保育実習Ⅲ	2		2					面接		
	小計(24科目)		—	8	34		3	0	2	39		
	図書館 司書科目	生涯学習概論			2					印刷教材	15	
		図書館概論			2					印刷教材		
図書館情報技術論				2					印刷教材・面接			
図書館制度・経営論				2					印刷教材			
図書館サービス概論				2					印刷教材			
情報サービス論				2					印刷教材			
児童サービス論				2					印刷教材			
情報サービス演習				2					印刷教材・面接			
図書館情報資源概論				2					印刷教材・面接			
情報資源組織論				2					印刷教材			
情報資源組織演習				2					印刷教材・面接			
図書館情報資源特論				1					印刷教材			
図書・図書館史				1					印刷教材			
図書館施設論				1					印刷教材			
小計(14科目)		—	0	0	25	0	0	0	0			
学校図書館 司書教諭 科目	学校経営と学校図書館			2					印刷教材	15		
	学校図書館メディアの構成			2					印刷教材			
	学習指導と学校図書館			2					印刷教材			
	読書と豊かな人間性			2					印刷教材			
	情報メディアの活用			2					印刷教材・面接			
小計(5科目)		—	0	0	10	0	0	0	0			
教育学特別研究		教育学特別研究	—									
合計(155科目)			—	62	167	35	60	70	65	72		

※ 面接授業のうち、講義・演習は1単位15時間とする。スポーツ(実技)は、1単位30時間とする。保育等実習は1単位40時間を標準とする。

※1 いずれか6単位選択必修

別表2

(1) 正科生

(単位:円)

選考料	10, 000		入学時
入学金	30, 000		
授業料	130, 000		年額
補助教材費	10, 000		
課 程 授 業 料	1免許	40, 000	入学時。 二免許以上取得の 場合は各金額の合 計とする。
	1 資格 (保育士資格)	40, 000	

注1) 豊岡短期大学から編入学する場合は、入学金を徴収しない。また、同大学で幼稚園教諭二種免許を取得または幼稚園二種免許状にかかる所要資格を得た者が、本学で幼稚園教諭一種免許を取得する場合は、課程授業料を徴収しない。

(2) 科目群履修生

(単位:円)

選 考 料	10, 000		入学時
登 録 料	60, 000		
補 助 教 材 費	10, 000		年額
科 目 別 授 業 料	1単位あたり4, 000		入学時
課 程 授 業 料	1免許	40, 000	入学時。 二免許以上取得の 場合は各金額の合 計とする。

注1) 本学通学課程の学生が、通信教育課程で開設する免許課程を履修する場合、選考料及び登録料は徴収しない。

(3) 科目群履修生 保育士特別養成コース

(単位:円)

選 考 料	10, 000		入 学 時
登 録 料	60, 000		
補 助 教 材 費	10, 000		年額
科目別授業料	1単位あたり4, 000		入 学 時
課 程 授 業 料	保育士特別養成コース	40, 000	

(4)科目別履修生

(単位:円)

選 考 料	10, 000	入 学 時
登 録 料	30, 000	
補 助 教 材 費	10, 000	年額
科目別授業料	1単位あたり4, 000	入 学 時

注1)履修登録3科目を超える毎に、追加登録料15, 000円が必要となる。

(5)特修生

(単位:円)

選 考 料	10, 000	入 学 時
入 学 金	30, 000	
授 業 料	100, 000	年額
補 助 教 材 費	10, 000	

(6)在籍延期料

(単位:円)

正科生	35, 000	半年
科目群履修生	20, 000	
科目別履修生	20, 000	
特修生	20, 000	

注1)別表2 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)に定める他、スクーリング経費、教育実習等実習費、地域ボランティア、単位認定に別途経費が必要となる。

注2)教育実習論、養護実習論は、科目別授業料の他、ガイダンス料が別途必要となる。

(7)養成課程

i) 図書館司書課程

(単位:円)

選 考 料	10, 000	入 学 時
登 録 料	30, 000	
補 助 教 材 費	10, 000	
授 業 料	220, 000	
再 登 録 料	55, 000	在籍延期時

ii) 学校図書館司書教諭課程

(単位:円)

選 考 料	10, 000	入 学 時
登 録 料	30, 000	
補 助 教 材 費	10, 000	
授 業 料	60, 000	
再 登 録 料	15, 000	在籍延期時

注1)養成課程の授業料には、課程授業料、科目別授業料、スクーリング受講料、講習修了書申請手数料を含む。

注2)テキスト代は別途必要。

注3)本学通学課程の学生が履修する場合は、選考料及び登録料を徴収しない。授業料は1単位当たり10, 000円とする。

注4)正科生が養成課程を履修する場合は、選考料及び登録料は徴収しない。

注5)科目等履修生が養成課程を履修する場合は、選考料は徴収しない。

注6)二課程以上を履修する場合は、選考料及び登録料は一課程分のみとする。

注7)養成課程の在籍延期にかかる料金は再登録料とし、図書館司書課程は55, 000円、学校図書館司書教諭課程は15, 000円とする。